

令和3年第1回 北海道議会定例会〔予算特別委員会・集中審議〕開催状況

開催年月日 令和3年3月15日(月)

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 総務部長、資金担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 財政見通しについて</p> <p>(一) 減収補填債の発行見込額について コロナ禍の影響で道税は222億5,590万円も減額補正を余儀なくされました。我が党や全国知事会も国に求めてきた地方消費税等が今年度に限り減収補填債の追加税目分として認められることとなったところです。 現行税目分と追加税目分について、それぞれを明らかにするとともに、減収補填債の発行見込額について、伺います。</p> <p>(二) 実質公債費比率への影響について 減収補填債発行額は、原則75%は交付税措置が行われるわけですが、残りの25%は道自身の負担となります。減収補填債の発行によって、実質公債費比率にはどのように影響してくるのかお示しください。</p> <p>(三) 公共事業の実施による実質公債費比率への影響について 道による財政見通しでは、2026年度に実質公債費比率が24.3%まで上昇するとしています。実質公債費比率の上昇要因として、公共事業の実施に伴う多額の起債の発行が一因と考えております。2020年度までの3カ年緊急対策に係る公共事業の実施に伴って必要となる道債発行額はいくらか、また、この道債発行によって、実質公債費比率にはどの程度影響するのか、伺います。</p> <p>(四) 今後の対応について 我が会派は、新型コロナウイルス感染症対策のために、不要不急事業を抜本的に見直して財源を生み出すことを求めてきましたが成果がありません。コロナ禍の長期化によって、道が示した道財政の中期展望も変動することが懸念をされます。 実質公債費比率が早期健全化基準に達しないように、公共事業費の見直しなどの対策が必要と考えますけれど、見解を伺います。</p> <p>同じ轍を踏まないようにということだけ指摘しておきます。</p>	<p>(資金担当課長) 減収補填債の発行見込額についてでございますが、減収補填債の対象税目については、これまで景気変動による影響が大きい法人二税等に限られておりましたが、令和2年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染症の影響で、通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通に関わる7税目が追加されたところでございます。 道では、このたびの最終補正予算において、法人二税や特別法人事業譲与税などの現行税目分で238億円、地方消費税や地方揮発油譲与税などの追加税目分で138億円、合計で376億円の発行を見込んでいます。</p> <p>(資金担当課長) 減収補填債発行による実質公債費比率への影響についてでございますが、令和3年度当初予算でお示ししております実質公債費比率の推計における試算条件に基づきまして、令和2年度の減収補填債の発行による影響を機械的に試算いたしますと、令和8年度以降におきまして、各年度0.1ポイント程度比率を悪化させる要因となっているところでございます。</p> <p>(資金担当課長) 公共事業の実施による実質公債費比率への影響についてでございますが、平成30年度以降、国を挙げて強力に推進しております防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策に係ります道債発行額は、合計で約570億円程度と見込んでいます。 また、こうした道債発行に伴う実質公債費比率への影響を機械的に試算いたしますと、令和6年度と7年度において0.1ポイント程度、令和8年度以降におきまして、0.2ポイント程度比率が悪化する要因となっているところでございます。</p> <p>(総務部長兼北方領土対策本部長) 財政の健全化に向けた取組についてでございますが、道では、これまで、「行財政運営方針」等に基づき、歳入歳出予算全体の徹底した精査や、施策・事務事業の取捨選択のほか、実質公債費比率の改善といった財務体質の改善などにも取り組んできたところでございます。 この度の最終補正予算におきましても、実質公債費比率の改善に向けまして、道債の繰上償還を行うこととしたところでございます。 今後の財政運営にあたりましても、ポストコロナの北海道を見据えた中長期的な道政課題にも着実に取り組んでいけますよう、「行財政運営の基本方針案」でお示ししておりますとおり、今後の感染症の状況とそれを踏まえた国の施策や地方財政対策などの動向を踏まえながら、改めて収支見通しの精査を行い、今後の対策について検討してまいります。</p>